

日本福祉大学学生処分に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、事件または事故等を起こした学生に対して、個別の事情を十分考慮したうえで適切な処分を行うために必要な事項を定め、当該学生が自らの行為に対する責任を自覚し、同じ過ちを繰り返さないように教育的な指導を行うとともに、処分の過程を通して当該行為の教訓を導き出し全学的課題として共有することを目的とする。

（処分の定義）

第2条 この規程において「処分」とは、学則第49条に規定する懲戒及び学生に対する注意指導等の措置をさす。

2 学則第49条に規定する懲戒とは、以下の措置をさす。

- (1) 退学
- (2) 停学
- (3) 訓告

3 学生に対する注意指導等の措置とは、以下の措置をさす。

- (1) 学生部長等による当該学生への厳重注意指導の実施
- (2) 当該学生からの反省文の提出

（処分の対象と適用）

第3条 処分は、学生が以下のような行為を為す事件又は事故等（以下、「事件・事故等」とする）を起こしたことに對して適用する。

- (1) 刑罰法令に触れる行為
- (2) 学内の秩序を著しく乱す行為
- (3) 学生の本分に反する行為
- (4) その他本学の諸規則に違反する行為

2 学生が起こした事件・事故等に対してどの処分を適用するかは、別表に定める処分の例（以下、「処分例」とする）を参照し、以下の各号に掲げる事項を考慮して判断する。

- (1) 起こした事件・事故等に伴う責任の軽重の度合い
- (2) 起こした事件・事故等に対する当該学生の関与の度合い
- (3) 当該学生の反省の度合いと責任を果たそうとする姿勢の程度

（退学）

第4条 この規程において「退学」とは、本学の学生としての身分を失わせることをいう。

2 学生が、処分例に示す退学に相当する著しく重大な事件・事故等に至り、かつ反省の度合いが低く、責任を果たそうとする姿勢が見られない場合は、退学処分とする。

（退学に関する外国人留学生の特則）

第4条の2 外国人留学生が、その在留資格を失った場合、またはその要件を欠格した場合、その他本学が別に定める外国人留学生に関する退学事由に該当した場合は退学処分とする。

（停学）

第5条 この規程において「停学」とは、期間を定めずに本学の教育課程の履修及び課外活動を禁止することをいう。

- 2 学生が、処分例に示す停学に相当する重大な事件・事故等に至り、かつこれに対する大学の指導を真摯に受け止めて深く反省して、責任を果たそうという姿勢が認められる場合は、停学処分とする。
- 3 停学期間中は教職員等による指導を行うとともに、その目的以外の出校を差し止める。
- 4 停学は36日未満で解除されたものを「有期停学」、36日以上となったものを「無期停学」という。
- 5 処分停学の期間が年度を超える場合、当該処分を受けた学生の所属学年は、他の規程に反しない限り、所定の進級学年に所属することとする。
- 6 停学期間が定期試験期間と重なった場合、当該学生からの申し出により、当該試験期間のみ停学を解除して、試験受験を認める場合がある。
- 7 停学期間中に、教職員等による指導を受ける条件を失った際には、自主退学を認める場合がある。この場合は学則第45条の定める1年以内の再入学を認めない。
- 8 本条第6項に定める試験受験及び本条第7項に定める自主退学の取り扱いは、当該学生等の状況等を考慮して、副学長（教学）及び学生部長、教務部長、当該学部長が協議の上、学長に報告・進達して、学長が決定する。

（無期停学の在学・単位等の取り扱い）

第5条の2 無期停学期間の属する学期の、在学期間及び修得した単位は全て無効とする。

- 2 前項にかかわらず、無期停学期間が学期をまたぐ場合、当該学生の状況等を考慮して、いずれかの学期を、在学期間に算入するとともに単位修得を認める場合がある。
- 3 前項の定める在学期間算入及び単位修得の許可については、副学長（教学）及び学生部長、教務部長、当該学部長が協議の上、学長に報告・進達して、学長が決定する。
- 4 無期停学期間中の学費の取り扱いは別に定める。

（停学に関する外国人留学生の特則）

第5条の3 外国人留学生が、在留の目的たる「教育を受ける活動」を継続する意思を認められない場合、その他本学が別に定める外国人留学生に関する停学事由に該当する場合は停学処分とする。

（訓告）

第6条 この規程において「訓告」とは、学生が起こした事件・事故等を戒めて事後の反省を求め、将来にわたって同じ過ちを繰り返さないように、文書により注意することをいう。

- 2 学生が、処分例に示す訓告に相当する事件・事故等に至り、当初より速やかに責任を果たし、明確かつ深く反省している場合は、訓告処分とする。

（注意・指導）

第7条 学生が起こした事件・事故等の事案が以下のような場合は、学則第49条に基づく処分を行わず、以下のような注意・指導とする。

(1) 学生部長による当該学生への嚴重注意指導の実施

交通事故などで怪我などを負わせる等、処分例に該当する事案でありながら、本人の過失程度が軽く、また事故後の対応を真摯に進めている場合

(2) 当該学生による反省文の提出

事件・事故等によって発生した被害や責任が軽く、当初より真摯に対応している場合
(処分決定の手続き)

第8条 処分は決定手続きについては別に定める。

(処分の解除)

第9条 停学処分の解除の手続きについては別に定める。

(本規程の所管課室)

第10条 本規程の所管課室は、学生課とする。

(本規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、全学学生委員会の審議結果の進達を受けて、学長が決定する。

附 則

- 1 本規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 本規程は、2017年4月1日から改正施行する。
- 3 本規程は、2020年4月1日から改正施行する。

別表 処分の例

区分	行為の内容	処分の例
刑罰法令に触れる行為(事件)	殺人、強盗、放火、強制性交等、誘拐などの凶悪な犯罪行為または犯罪未遂行為	退学
	傷害、窃盗、恐喝、薬物などの犯罪行為または犯罪未遂行為	退学または停学
	窃盗、詐欺、万引きなどの、他人を傷害するに至らない犯罪行為または犯罪未遂行為	退学、停学または訓告
	ストーカー行為、痴漢行為、覗き見や盗撮等のその他迷惑行為	退学、停学または訓告
	コンピューター又はネットワークの不正使用	退学、停学または訓告
刑罰法令に触れる行為(事故)	悪質または危険な運転による重度な人身事故(死亡または重度な後遺症を残す事故)	退学または停学
	悪質または危険な運転による人身事故及び物損事故	退学、停学または訓告
	悪質または危険な運転によらない交通事件	停学または訓告
	悪質な交通法規違反	停学または訓告
学内の秩序を著しく乱す行為	本学の教育研究または管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学または停学
	本学が管理する建造物への不法侵入またはその不正使用もしくは占拠	退学、停学または訓告
	本学が管理する建造物または器物の破壊、汚損、不法改築等	退学、停学または訓告
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束、強要等	退学、停学または訓告
	キャンパス・ハラスメントに当たる行為	退学、停学または訓告
	飲酒を強要し、死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	退学
	飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学
	未成年者と知りながら飲酒、喫煙を強要した場合	訓告
学生の本分に反する行為	本学「定期試験における不正行為処分基準」に抵触する行為で著しく悪質な場合	停学または訓告
	研究における不正行為	退学、停学または訓告